

令和8年度パラスポーツ推進事業「パラスポーツ実施環境整備事業（新規）」業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

別添「令和8年度パラスポーツ推進事業「パラスポーツ実施体制整備事業（新規）」委託仕様書」参照

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予定価格

1件あたり400,000円（消費税および地方消費税(10%)込み）

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 参加資格

事業の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる（1）または（2）に該当する者であること。

(1) 県内に本店を有する事業者で、次のア～エの要件を満たす者。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムおよび滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

オ 過去に「パラスポーツ実施環境整備事業（継続）」を受託していないこと。

(2) 県内に事務所を置く特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、共同組合または任意団体で、次のア～キの要件を満たす者。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 代表者・構成員・事務局等の団体組織、意思決定方法、会計等、運営に関する必要な

事項について規約その他の規程が作成されていること。

- エ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- カ 県税、消費税または地方消費税の未納がないこと。
- キ 過去に「パラスポーツ実施環境整備事業（継続）」を受託していないこと。

4 担当部署

〒520-8577 大津市京町4-1-1

滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課交流推進室（担当：岩崎）

TEL:077-528-3366 FAX:077-528-4841 E-mail: sports_epo@pref.shiga.lg.jp

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和8年5月11日（月）17時まで受け付ける。

(2) 質問方法

- ・質問がある場合は、別紙質問書をメールまたはFAXで「4 担当部署」に記載の場所へ提出すること。

(3) 回答方法

質問期限までの間に、随時質問を受けた日から3営業日を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

(4) 説明会

令和8年5月1日（金）13時30分から ※参加は必須ではない。

滋賀県庁 北新館5-E会議室（滋賀県大津市京町四丁目1-1）

なお、説明会への参加を希望される場合は、4月28日（火曜日）までに「4 担当部署」に記載の電子メールまたはFAXにより、別紙の申込書を提出すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ①企画提案書ならびに収支予算書の提出について（別添1）※押印必要
- ②企画提案書（様式イ）
- ③実施計画（様式ロ）
- ④実施日程（様式ハ）
- ⑤事業実施体制（様式ニ：任意様式可）
- ⑥収支予算書（様式ホ）

- ・事業費は400,000円以内とすること。
- ・消費税および地方消費税は10%として積算すること。

(2) 提出部数

4部（正本1部および副本3部）

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

副本には、団体名等の記載は行わず、また団体名が推測される表現等も避けること。

(3) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

(4) 提出先

「4 担当部署」に記載の場所

(5) 提出期限

令和8年5月29日（金）17時（時間厳守とし、郵送や宅配等の遅れは考慮しない。）

7 審査および契約予定者の決定方法

(1) 滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課が設置する委員会により、契約予定者を選考する。

(2) 審査会は3名の委員をもって組織する。

(3) 採択予定件数は最大20件とする。

(4) 審査会において、審査を行い、次に掲げる項目により、総合点の上位20者を当該事業の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としていない。また、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、または選定しないことがある。また、プレゼンテーション等を行わない。

(5) 評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）

別表のとおり

(6) 審査の結果についてはすべての提案者に文書で通知する。

8 失格

(1) 提出期限に遅れた場合

(2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(3) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(4) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9 その他注意事項

(1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。ただし、提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。

(2) 提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費は、全て各参加者の負担となる。

(3) 提出された提案書等を受理した後の加筆および修正は認めない。

(4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。

(5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。

(7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

別表

評価項目		評価点
1 受託団体について		
	事業を運営するにふさわしい理念を持っているか。	10
	スポーツ実施団体として地域での活動実績があるか。	5
2 事業内容について		
	パラスポーツの実践回数について 9回以上→15点 8回以上9回未満→10点 7回以上8回未満→5点 6回以上7回未満→1点	15
	参加者の確保について具体的な対象や周知方法などが示されているか。	10
3 事業実施体制について		
	事業を実施するにあたり、運営委員会に類する組織があり、定期的な会議が計画されているか。	5
	実施にあたっての運営スタッフが適切に構成され、確保できているか。	10
	障害者スポーツ団体、地域のスポーツ推進員や障害者団体との連携方法が考えられているか。	10
4 見積金額について		
	経費の見積は適正か 予定価格の 95%以上→6点 90%以上 95%未満→7点 85%以上 90%未満→8点 80%以上 85%未満→9点 80%未満→10点	10
5 参加人数について		
	1回あたりの参加見込み人数について 20人以上→5点 15人以上 20人未満→4点 10人以上 15人未満→3点 10人以上5人以上→2点 1人以上5人未満→1点	5
6 実施地域について		
	当該市町における、他団体によるパラスポーツ実践団体数 5団体以上→2点 2団体以上5団体未満→4点 1団体以上2団体未満→6点 0団体→15点	15
7 社会政策について		
	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1

<p>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1
<p>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p>	1
<p>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1
<p>・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。</p>	1
<p>合計</p>	100